

焼津市スマートシティ推進協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、焼津市スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、官民が連携してデータや新たな技術を活用し、分野横断的な視点で地域課題の解決等に取り組むことで、焼津市ならではの魅力、市民生活の豊かさ、利便性を向上し、持続可能な都市として機能するスマートシティを実現することを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 市民、地域団体及び地域企業等への普及・啓発、取組事例の情報発信等に関するここと。
- (2) データ連携基盤及び関連サービスの活用推進に関するここと。
- (3) サービスの実証、実装の推進に関するここと。
- (4) 会員相互の情報交換に関するここと。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動に関するここと。

（組織）

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する団体、企業及び地方公共団体等（以下「会員」という。）で組織する。

- 2 協議会に、議決機関として総会を置く。
- 3 協議会の円滑な運営のため、運営委員会を置く。
- 4 協議会の具体的な取組の検討又は実施（調達行為に係る事項を除く。）のため、ワーキンググループを置くことができる。

（会員）

第5条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 焼津市のDX及びスマートシティ施策の方向性を踏まえ、市と連携して市民の困り事や地域課題の把握に努め、解決策となるサービス等の創出を主体的に目指す団体及び企業。
- (2) パートナーメンバー 本会の目的に賛同する正会員以外の団体及び企業。
- 2 協議会に入会しようとする者は、会長に申請し、承認を得なければならない。
- 3 協議会を退会しようとする会員は、その旨を会長に申し出るものとする。
- 4 会員が本規約に違反した場合、協議会の名誉を毀損する行為があった場合その他除名すべき正当な事由がある場合は、会長は当該会員を除名することができる。

（会長）

第6条 協議会の会長は、会務を統括し協議会を代表する。

- 2 会長は、焼津市副市長をもって充てる。

(総会)

第7条 第4条第2項の総会は、原則として年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長が担う。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長を務める。

4 総会は、正会員の過半数の出席（第7項の規定により議決権を行使しようとする者及び第8項の規定により議決権の行使を委任しようとする者を出席する正会員に含む。第6項において同じ。）をもって成立する。

5 総会は、次の事項を審議する。

（1） 規約の制定及び改廃に関すること。

（2） 協議会の活動計画及び活動報告に関すること。

（3） その他、協議会の運営に係る重要な事項に関すること。

6 総会の議事は、出席する正会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

7 正会員は、書面又は電磁的記録（以下「書面等」という。）によって総会の議事に係る議決権を行えることができる。この場合においては、総会開催日の前日までに、当該書面等を会長に提出するものとする。

8 正会員は、総会に出席できない場合は、総会の開催前までに委任状を会長に提出することにより、他の正会員に議決権の行使を委任することができる。

(運営委員会)

第8条 第4条第3項の運営委員会の委員は、協議会の正会員から会長が選任する。

2 運営委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 運営委員会は、次の事項を審議する。

（1） 総会への付議事項に関する事項。

（2） ワーキンググループの設置、廃止、進捗状況及び成果に関する事項。

（3） その他、協議会運営に必要な事項に関する事項。

4 運営委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 前条（第1項及び第5項を除く。）の規定は、運営委員会について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「委員長」と、「正会員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

6 次の事項について前項の規定により前条第6項の規定を準用する場合においては、当該各号に規定する委員は、議決に加わることができないものとする。

（1） 委員自らが提案するワーキンググループの設置に関する事項。

（2） 委員が主たる構成員となるワーキンググループの設置に関する事項。

（3） 委員が主たる構成員であるワーキンググループの廃止、進捗状況及び成果に関する事項。

（4） その他、委員が特別の利害関係を有すると認められる事項に関する事項。

7 前項の場合における第5項の規定により読み替えられた前条第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「委員の過半数」とあるのは、「議決に加わることができる委員の過半数」とする。

(ワーキンググループ)

第9条 正会員は、別に定める様式を運営委員長宛てに提出することにより、第4条第4項のワーキンググループの設置を提案することができる。

- 2 前項の規定による提案があった場合において、運営委員会は、その内容を審査し、適當と認めるときは、ワーキンググループの設置を決定する。
- 3 ワーキンググループに、当該ワーキンググループの構成員の互選により代表者を置く。
- 4 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、前項の代表者が別に定める。
- 5 ワーキンググループは、具体的な取組の検討又は実施に係る進捗状況及び成果を運営委員会に適宜報告するものとする。
- 6 ワーキンググループにおいて具体的な取組を検討し、又は実施する場合においては、特定の者が競争上有利となり、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすことがないよう努めなければならない。
- 7 前各項に掲げるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。

(アドバイザー)

第10条 協議会は、専門的知見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を焼津市のスマートシティ所管課に置く。

- 2 協議会の事務は、事務局が会員の協力を得て処理する。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

(経費)

第13条 協議会の活動を行うために必要な経費が生じる場合は、総会の決定に基づき、会費等を定めることができる。

(秘密保持)

第14条 会員は、協議会において知り得た活動内容又は他の会員に関する一切の事項を、無断で第三者に開示又は漏えい等してはならない。

(知的財産権)

第15条 協議会の活動に関連した特許権、著作権等の知的財産権については、次のとおり定める。

- (1) 会員が提供した資料、情報等に係る知的財産権は当該会員に帰属する。
- (2) 協議会での活動で生ずる知的財産権の帰属については、別途協議会、参加会員間で協議し書面をもって明確にする。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 23 日から施行する。